

2025 年 4 月 30 日

熊谷商工会議所 中小企業相談所

(1)事業計画に関わる相談

- 当所の管轄区域は「熊谷市内(旧・妻沼、大里、江南地域を除く)」となります。現に行っている事業や、今後実施する事業(補助事業)が区域外となる場合は、他の商工会議所・商工会をご案内することがございますので、ご了承ください。
- 余裕を持ったご相談をお願いいたします(原則、申請受付締切の1月前まで)。以降の事業計画に関わるご相談は対応できかねる場合がございます。
- 補助金には審査があり、必ず補助を受けられるわけではありません。申請内容や要件により不採択となる場合がございます。また、いかなる場合において、不採択の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- 下記の各手続きについてはご自身での対応をお願いいたします。手続きの代行は致しかねますのでご了承ください。
 - ・補助金申請手続き
 - ・G ビズ ID プライムの取得手続き
 - ・必要申請書類の取得手続き 等

(2)事業支援計画書(以下、様式4)発行に関わる依頼・相談

- 代表者ご自身が「公募要領」「別紙 参考資料」「よくある質問」「応募時提出資料・様式集」を必ず確認し、内容理解の上でご相談や様式4発行依頼をお願いいたします。
- 必ず代表者、もしくは連絡担当者によるご依頼・ご相談をお願いいたします。補助事業に携わらない従業員や外部の代理人などによるご相談や様式4発行依頼は認めておりません(委任状不可)。なお、事業計画の内容等について、代表者に直接確認させていただく場合がございますので、ご了承ください。
- 当所の管轄区域外で事業を行っている場合や今後実施する予定の場合、当所での様式4発行はできかねます。当該区域を管轄する商工会議所・商工会へご相談をお願いいたします。
- 様式4の発行をご依頼の際、必要申請書類一式の提出をお願いいたします。なお、必要書類については補助金ホームページや公募要領等でご確認をお願いいたします。書類の不足や記載内容の不備があった場合、様式4の発行は致しかねますので、ご了承ください。
- 様式4の発行について、公募要領等に記載のある受付締切日以降での発行依頼は、理由の如何を問わずお受けできかねます。公募要領等を確認いただき、余裕を持ったご依頼をお願いいたします。なお、期日までに発行依頼をされた場合であっても、必要申請書類一式の提出以降に様式4の作成・発行をさせていただきます。
- 様式4の作成・発行に関しては、必要申請書類の内容を確認した上で行います。そのため、即日対応が出来かねる場合がございますので、あらかじめご注意ください。
- 制度理解が不十分な場合、補助対象者等の要件に合致しない場合、様式4発行の強要があった場合、信頼関係を損ねる不適切な言動があった場合には、様式4の発行をお断りする場合がございます。